

裏面もあります

農地中間管理事業による農地貸借事前申出書

令和 年 月 日提出

(宛先) 今治市農業委員会

整理番号

貸す人 (所有者、貸付者)	ふりがな					
	氏名					
	住所	〒				
	生年月日	年	月	日	連絡が取れる 電話番号	

※農地の権原者が複数人いる場合（共有名義人等）は、代表者を定めて、その代表者を上の欄に記入し、関係権原者（代表者以外）の「委任状」を提出してください。

※農地が未相続（登記名義人が故人）の場合は、法定相続人の中から代表者を決めて「相続人代表者届出書」と代表者以外の法定相続人からの「委任状」、「相続関係説明図」を提出する必要があります。

借りる人 (耕作者、借受者)	ふりがな					
	氏名					
	住所	〒				
	生年月日	年	月	日	連絡が取れる 電話番号	

下記農用地について、この申出書の記載内容及び農用地利用集積等促進計画の共通事項を理解した上で、次のとおり農地中間管理事業による農地貸借を申し出ます。

記

1 権利を設定する対象の農地

所在 (大字・字・地番)	現況 地目	面積 (㎡)	利用目的 (該当するものに○)	利用権の種類 (該当するものに☑)	1年あたりの 借賃料(円/kg)	設定年数 (原則5年以上)
			田・畑・樹園地	☐ 使用貸借（無償） ☐ 賃貸借（金納・物納）	円	
			田・畑・樹園地	☐ 使用貸借（無償） ☐ 賃貸借（金納・物納）	円	
			田・畑・樹園地	☐ 使用貸借（無償） ☐ 賃貸借（金納・物納）	円	
			田・畑・樹園地	☐ 使用貸借（無償） ☐ 賃貸借（金納・物納）	円	
			田・畑・樹園地	☐ 使用貸借（無償） ☐ 賃貸借（金納・物納）	円	
			田・畑・樹園地	☐ 使用貸借（無償） ☐ 賃貸借（金納・物納）	円	
			田・畑・樹園地	☐ 使用貸借（無償） ☐ 賃貸借（金納・物納）	円	
			田・畑・樹園地	☐ 使用貸借（無償） ☐ 賃貸借（金納・物納）	円	
			田・畑・樹園地	☐ 使用貸借（無償） ☐ 賃貸借（金納・物納）	円	

注意事項

- ・設定年数が1～4年の場合は、提出前に農地中間管理機構(TEL：089-945-1542)と協議をしてください。
 - ・事前申出書の受付から権利設定までの手続きには3～4か月程度かかります。
- そのため、希望する存続期間にならない場合がありますので、ご了承ください。
- 農地の貸し借りが始められるのは申出書に不備がない状態になってから3～4か月後の1日が原則始期となります。ただし、農地中間管理機構の処理により、11日または21日になる場合があります。
- ・物納の場合、「物納による賃料等譲渡合意書」及び「物納による賃料等譲渡承諾書」が必要になります。

2 権利を設定する農地の権利者（共有名義人、相続人等）※登記名義人が代表者単独の場合は不要。

氏名	続柄	住所	電話番号

※権利関係者（共有名義人、相続人等）を全員記入してください。原則権利関係者全員の同意が必要です。
 ※権利関係者（共有名義人、相続人等）の持分の半分を超える同意があれば農地貸借の申出は可能です。
 ※続柄については、共有名義なら代表者との続柄を、未相続なら故人との続柄を記入してください。
 ※未相続の場合は別様式の「相続人代表者届出書」、「委任状」及び「相続関係説明図」の提出が必要です。

3 借りる人の経営状況

農作業従事日数 (年間150日以上が前提)	世帯員		世帯員のうち 年間150日以上農作業をする人	世帯員のうち 年間60日～149日農作業をする人
日	男	人	人	人
	女	人	↑の人数のうち、 15歳以上64歳以下の人数	
農作業のうち今治市以外 に農用地がある人の名前			人	世帯員でない雇用者全員の 年間延べ労働日数
				日

← 記入があれば住所地と耕作地を開き取りにて確認します。

4 借りる人の主な経営作目

主な経営作目にチェック（☑）を付けてください。

☐ 水稻 ☐ 野菜 ☐ 果樹 ☐ 施設園芸 ☐ その他（ ）

5 借りる人の農機具・家畜等の種類

農 機 具 名								
トラクター	耕うん機	動力噴霧器	管理機	田植機	草刈り機	コンバイン	トラック	その他

家 畜 等 飼 養 状 況					
乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	その他

6 確認事項

- この事前申出書は契約を締結するものではなく、提出していただいた事前申出書を基に今治市農業委員会が農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）の原案を作成します。その内容を農地貸付者及び農地借受者が確認及び押印した上で、提出していただきます。
 ただし、農地貸付者及び農地借受者が促進計画案の確認を省略することに同意し、その計画案を承認する場合、権利設定の当事者の意向が明確であるものとして促進計画案の押印を省略することができます。
- 相続登記の状態によっては、手続きに時間がかかる場合や農地中間管理事業を活用（契約）できない場合がありますのでご了承ください。

7 促進計画案の確認について

今治市農業委員会が作成する促進計画案の確認を省略することに同意し、その計画案を承認する場合は、農地貸付者及び農地借受者の双方が 白署・押印 をしてください（スタンプ印不可）。

次の者は、今治市農業委員が作成する促進計画案の確認を省略することに同意の上、その促進計画案の内容を承認します。

農地貸付者（代表者） _____ 印

農地借受者 _____ 印